

米国関連資料

特許を無効にする場合または特許を維持する場合に
特許の有効性分析をする上で重要な役割を果たす仮出願の存在

2018年06月18日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

米国仮出願は、少なくとも下記の点でも、有用性を備えています。

【仮出願の留意事項】（順序不同）

- ・ AIA下の有効出願日を早期に確立する、発明の完成または発明の改良のための時間を確保する、及び、発明の製品やプロセスの市場の有無を決定する上で、仮出願は有用である。
- ・ 仮出願は、後の通常の特許出願に記載されるクレーム発明をサポートするのに十分な開示を含む必要がある。
- ・ “public disclosure”から発明を保護することができる。
- ・ 仮出願から12ヶ月間という貴重で有用な時間を利用して、解決課題や改良事項に対して必要な措置を講じたり、本発明の製品やプロセスの投資者、購買者、実施権者等を探したり、市場調査を実施したり等することができる。
- ・ 仮出願は、後にその通常の特許出願が出願公開された場合、有効出願日（仮出願の出願日）を基準に後願排除効を有する。

多くの有用性を備えた仮出願は、米国特許法第 112 条に規定の記載要件と実施可能要件とを充足する必要があります。この点に関し、仮出願が、特許を無効にする場合または特許を維持する場合に、特許の有効性分析をする上で重要な役割を果たすことを示す興味深い CAFC 判例があります。このことについて、以下に、詳細に説明します。

【全6頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。